

新型コロナウイルスの影響を受ける 市内事業者の資金調達に要する金利負担を軽減します (マル経融資の利子補給に関する特例措置)

小規模事業者経営改善資金（マル経）について

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会等の経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

①マル経融資（新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた国の特例措置分）

- 【対 象】商工会議所等の経営指導を6ヵ月以上受け、最近1ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少している小規模事業者
- 【融資限度】1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠）
- 【資金使途】運転資金、設備資金
- 【返済期間】運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 【保証人等】担保・保証人不要
- 【金 利】**1.21%（2020年3月2日時点）を、3年間▲0.9%引き下げ**

②マル経融資（一般分）

- 【対 象】商工会議所等の経営指導6ヵ月以上を受けた小規模事業者
- 【融資限度】2,000万円
- 【資金使途】運転資金、設備資金
- 【返済期間】運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 【保証人等】担保・保証人不要
- 【金 利】1.21%（2020年3月2日時点）

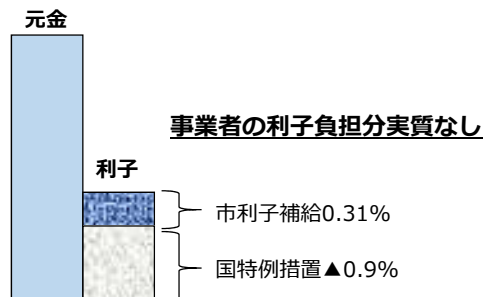
マル経融資への利子補給について

福山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、上記制度の活用者を対象に利子補給を行います。

A：マル経融資（国の特例措置分）に対する利子補給

上記①により、利子引き下げ（▲0.9%）の対象となった事業者について、利子引き下げ後の残りの利子分を市より3年間全額補給します。

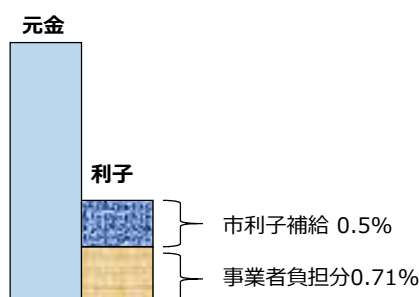
【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.21%の場合



B：マル経融資（一般分）に対する利子補給

上記①の活用者のうち、融資限度額（1,000万円）を超える融資を受けられる方を対象に、利子補給範囲を運転資金に拡大し、年利0.5%を市より3年間補給します。

【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.21%の場合



<問い合わせ先>

福山市経済環境局経済部産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話：(084)928-1040 FAX：(084)928-1733